

〈近代本論第二十三回：キーワードと年表〉

1. 年表

- 1792 ロシア遣日使節アダム・ラクスマン根室に来航
- 1802 勝小吉誕生（～1850）
- 1804 ニコライ・レザノフ長崎来航
- 1807 アメリカのハドソン川にて、外輪式蒸気船クラームント号の進水式成功（商用蒸気船の本格化）
- 1808 イギリス軍艦フェートン号、長崎出島に侵入（フェートン号事件）
- 1815 勝小吉江戸出奔、乞食をしながらお伊勢参り
- 1822 勝小吉再び江戸出奔、剣術を教えながら諸国を回る
- 1823 勝麟太郎（海舟）誕生（～1899）
- 1825 異国船打払令
- 1825 岩倉具視誕生（～1883）
- 1828 西郷隆盛誕生（～1877）
- 1833 桂小五郎（木戸孝允）誕生（～1877）
- 1839 〈蛮社の獄〉
- 1840～42 アヘン戦争（→南京条約）
- 1841 田中正造（～1913）下野国阿蘇郡小中村の名主の家に生まれた。彼も若くして名主を継いでいる。小中村は〈高家〉（儀礼関係に職能化した格式のある）の旗本六角家に属していた
- 1841 伊藤博文誕生（～1909）
- 1843頃 『夢酔独言』
- 1845 勝海舟、蘭学の修業を始める
- 1849 桂小五郎、吉田松陰の門下生となる
- 1850 勝海舟、私塾を開き蘭書を講じる
- 1850 お由羅騒動（島津久光派 ⇔ 島津斉彬派）
- 1851 島津斉彬（1809～58）薩摩藩襲封
- 1852 桂小五郎 剣道修業のため江戸留学を藩に願い出て許される
- 1853（1月）岩倉具視、関白家で歌道修業を開始（二十三歳）
- 1853（7月8日）海軍提督マシュー・ペリー率いるアメリカ海軍東インド艦隊（二隻の外輪式蒸気船、二隻の帆船）が浦賀に来航
- 1854（2月11日）ペリー再来航（蒸気船三隻、帆船三隻）

- 1854 (3月31日) 日米和親条約(神奈川条約)締結、6月、下田条約(和親条約の細則)締結、下田、箱館(函館)の開港、鎖国の終焉
- 1854 (4月) 西郷隆盛、島津斉彬の〈御庭方役〉(近習連絡役)となる
- 1855 (7月) 勝海舟、長崎の海軍伝習所へ
- 1856 (6月28日) アロー号事件
- 1856 (8月) タウンゼント・ハリス、アメリカ公使として下田に着任
- 1856～69 アロー戦争=第二次アヘン戦争(→天津条約)
- 1857 (八月) 老中首座阿部正弘急死、堀田正睦老中首座に、条約勅許運動開始
- 1857 (12月) ハリス江戸入府、江戸城登城
- 1858 (3月) 堀田正睦の条約勅許使の入洛に際し、岩倉具視ら公家は集団で参内して勅許の不許可を求めた(〈廷臣八十八卿列参事件〉)
- 1858 (6月19日) 日米修好通商条約締結
- 1858 (7月10日) 日蘭修好通商条約
- 1858 (7月11日) 日露修好通商条約
- 1858 (7月18日) 日英修好通商条約
- 1858 (9月3日) 日仏修好通商条約、以上〈安政五カ国条約〉
- 1858～59 安政の大獄(吉田松陰、橋本左内他斬罪刑死)
- 1858 (11月) 西郷隆盛、尊皇志士の僧月照と入水自殺をはかる
- 1859～62 西郷隆盛、奄美大島へ流罪
- 1860 日本の蒸気船軍艦咸臨丸渡米(勝海舟、福沢諭吉)
- 1860 桜田門外の変
- 1861 (11月) 和宮降嫁(孝明天皇異母妹)
- 1862 (4月) 島津久光上洛
- 1862 (5月21日) 寺田屋事件
- 1862～1864 西郷の二度目の流刑
- 1862 (9月) 生麦事件
- 1863 (5月) 伊藤博文、井上聞多(馨)ら、英国留学(〈長州五傑〉)二人は翌年三月、下関戦争仲介のため急遽帰国した
- 1863 (8月) 薩英戦争
- 1863 (8月18日) 〈八月十八日の政変〉 攘夷委任派(幕府、薩摩)の勝利、攘夷親征派(長州、急進公家)の敗北 → 七卿落ち
- 1863～64 下関戦争(馬関戦争)
- 1864 (3月) 西郷の赦免召還
- 1864 (6月5日) 池田屋事件
- 1864 (7月18日) 禁門の変(蛤御門の変)
- 1864 (9月) 大坂にて勝と西郷の対談(初対面)
- 1864 (7月～11月) 第一次長州征伐(西郷隆盛、征長軍参謀に任ぜられる)
- 1866 (1月22日) 薩長同盟成立
- 1866 第二次長州征伐 幕府軍の敗北(⇨奇兵隊の活躍)

- 1867～68 田中正造、〈六角家私奸闘争〉を指導、名主の自治権を奪おうとする側用人との闘争だった。拷問され投獄されるが、闘争には勝利した。しかし家産を傾けての義民的闘争だったため、無一文となる
- 1867（5月21日）倒幕を目指す薩土密約成立
- 1867（6月22日）薩土盟約成立
- 1867（10月）大政奉還
- 1867（12月9日）王政復古
- 1868（1月）鳥羽伏見の戦い
- 1868～69 戊辰戦争
- 1868（3月）江戸城無血開城（勝、西郷、山岡鉄舟）
- 1868（3月）五箇条の誓文
- 1869（5月）箱館戦争、五稜郭落城
- 1869（6月）版籍奉還
- 1870～74 田中正造、新政府の地方官吏として疑獄事件に巻き込まれ投獄、再び拷問を受けた
- 1870（6月）神田孝平〈田租改正建議〉提出 → 地租改正原案
- 1870～72 〈四民平等〉の基本政策実施
- 1870～71 普仏戦争 → ドイツ帝国成立（71年1月）
- 1871（8月）廃藩置県
- 1871（11月12日）岩倉使節団（米欧回覧使節団）出発
- 1873（6月）使節団、ウィーン万博を参観
- 1873（7月）地租改正
- 1873（7月）森有礼帰国、同年秋に明六社結成、西周、福沢諭吉等の参加
- 1873（9月13日）岩倉使節団帰国
- 1873（10月）征韓派の敗北
- 1874（1月）民撰議院設立建白書
- 1874（2月～3月）佐賀の乱、江藤新平処刑（4月）
- 1874（5月）台湾出兵、木戸、出兵に抗議して参議を辞職
- 1875（2月）大阪会議 → 板垣、木戸の政府復帰、立憲政体漸立の合意
- 1875（4月）漸次立憲政体確立の詔勅（立憲の最初の宣言）
- 1875（6月）讒謗律、新聞紙条例
- 1875（10月）板垣参議を辞職、木戸も政府を去る、大阪会議合意の破綻
- 1876（8月）秩禄処分
- 1877 西南戦争
- 1878 田中正造、栃木県区会議員として政治活動を開始する

- 2. 明治の〈義民〉としての田中正造 → 〈義〉のエートス構造
 - 〈義〉は東洋的公人の根底をなすエートスである
 - 原義は民衆救済のための自己犠牲（犠牲の正しさを護ること＝義）である

- シャーマニズム共同体におけるシャーマンと民の関係が原型
- 〈義の人〉は原初的専制（三代専制）と弁証法的関係に入った
- 〈義〉の民衆救済性は〈天命〉を受けた統治者（天子）に対する〈大義〉へと換骨奪胎されイデオロギー化されて儒教的専制に組み込まれた
- 幕末の〈大義名分〉を造形した水戸学はその日本における顛れである
- しかし〈志士〉たちの〈義〉は統一国家造形への大同団結へと偏差した
- そこにおいては〈草莽の救済〉の倍音によって、原義としての〈義〉への復帰が見られた（松蔭における自己犠牲理念、西郷の〈敬天愛人〉における〈義〉）
- 〈一揆同心〉の焦点であった中世的義民の系譜は、百姓一揆の主導者たちに継承されていた
- 名主義民としての田中正造は、幕末維新期に〈私奸闘争〉を主導した
- 〈義〉における〈志士〉と〈義民〉の交錯

3. 民衆救済の焦点としての〈義民〉の系譜

- 社会再編の混乱時に生まれる〈困窮する民〉
- 記紀の古層に登場する村落集団を率いるシャーマンたち、巫女たち
- 縄文的共同体の弥生的再編に寄与（ → 郡司、開発領主としての武士団へ）
- 帰化人集団の統率者たち → 名僧行基の背景
- 古代においては名僧、中世においては〈聖〉が民衆救済の焦点となった（行基、空海、空也、一遍上人の系譜 → 一向一揆へ）
- 中世に〈一揆集団〉が常態化し、〈義民〉の定型が定着する
- 大陸での王朝交代期における農民反乱の主導者たち（墨家的義民の系譜）
- 幕藩体制における農民一揆に継承
- 義民名主としての田中正造の背景

4. 田中正造（1841～1913）が残したもの

- 帝国主義期の文明弊害 = 足尾銅山鉍毒事件
- 無一文で死んだ彼の所持品には、帝国憲法と聖書が含まれていた
- 〈安蘇の馬鹿〉（「大馬鹿」であった西郷） ⇔ 〈安蘇の今仏〉
- 明治的的定位における正造の特異性、示準性
- 明治の義民が残した大きな社会活動の記憶
- 戦後の公害運動の先駆型
- 勝海舟の銅山事件批判 → 田中正造礼賛（引用1）
- 江戸の民本性の、明治における衰退
= 文明的専制の弊害 = 近代文明に内在する本質的病理

引用1

〈鉍毒事件は、直ちに停止のほかない。今になってその処置法を講究するのは姑息だ。先ず正論によって撃ち破り、前政府の非を改め、その大綱を正し、しかして後にこそ、その処分法を議すべきである。……先達って、大蔵の目貨田が来た時に、あれは（※鉍毒事件は）どうしましょうと言うから、今となってはどうなるものかと言った。しかし、田中は大丈夫の男で、アレは善い奴じゃと言うだけは置いて。……

旧幕は、野蛮だと言うなら、それで宜しい。伊藤さんや、陸奥さんは、文明の骨頂だと言うじゃないか。文明というのは、よく理を考えて、民の害とならぬ事をするのではないか。それだから、文明流になさいと言うのだ。〉（『海舟座談』、同上、175p f）

5. 文明的専制の登場 = 帝国主義の登場 → 本質的な反・民本性
 - 勝は江戸名奉行的民本精神から、この病理を批判した
 - 病理の解明は幸徳たちの世代にまかされた
（『廿世紀之怪物帝国主義』1901年初版）

6. 田中正造は義民として三つの専制に対峙した
 - ① 封建的専制 → 〈六角家私奸闘争〉
 - 名主義民として六角家の側用人の重税賦役に対抗、投獄、拷問される
 - ② 有司専制
 - 1. 殺人疑獄事件
 - 地方官吏として上司殺害の疑いをかけられ、投獄、拷問される
 - 2. 対三島通庸闘争
 - 県会議員として、県令三島の興した大規模土木工事の不当さを訴え、投獄される
 - ③ 文明専制 = 帝国主義専制
 - 足尾銅山鉍毒事件（1891年に最初の議会質問）
 - 1900年 川俣事件（陳情団を警官隊が押さえようとして衝突）
 - 1901年 明治天皇への直訴事件

7. 民権 ⇔ 日常的専制 = 〈官尊民卑〉に対する啓蒙的闘争
 - ① 役人の無礼に怒り、膳に背を向けてすわる（引用2）
 - ② 三島通庸に懐柔された議員たちを「馬鹿」と罵る（引用3）
 - ③ 川俣事件公判でおおあくびをしてみせる
（重禁固四十日の獄中で聖書を読んだ → 木下尚江）
 - 身体所作に外化される民権意識
 - 専制の全体支配（思想、内面、人格支配）に対する平明な抵抗
 - ④ 役所での平民の呼び捨てを止めさせる
 - 「娼妓、芸子がきたらどうするのか」
 - 「彼女たちが払う税金で君たちは昼の弁当を食べている（!）」（引用4）
 - エクセントリックな、しかし本質的な指摘

→ 絶対主義下における「等族」の連帯意識は、「納税」の連帯意識だった

引用 2

〈栃木県大参事藤川為親県令に進み、三月議員を饗応す（※この明治十四年当時、正造は栃木県県会議員だった）。予其席の無礼なるを怒り尻を膳に向けて坐す。県令之を恥ず。官尊民卑の弊これが為に幾分か改めり〉（『田中正造昔話』、96 p）

引用 3

〈県庁（※宇都宮に三島が建設することになる新県庁）の地祭あり、三島置酒して之を賑はし、無心の輩（※三島の懐柔策に気がつかない議員たち）続々として往く、予独病と称して辞して背後の高丘に登り予が友人及二男一女と冷酒を汲んで眼下の大会を睥睨し、干鳥賊を嚙で大声『馬鹿』と罵る、眼下の大衆また之に応じて喧々囂々、上下相罵て終に視線の集る所となる、予が所為或は兇戯たるの誑を免かれざらんも、当時人心腐敗の間に立て其防剤を配施する亦已むを得ざるに出でしなり〉（同上、103 p）

引用 4

〈芸娼妓の税を以、郡吏及小使等は其弁当を食せり。其芸娼妓を呼び呼捨てにするハ無礼なり。もし呼捨てニせんとなら、郡吏を止むニしかず、又人民の権利を重んずるの政府の御役人にして、人民を輕蔑するハ、抑も謂れなしと、堅く取って動かず。終ニ芸娼妓と雖も殿付けニ呼込む事ニ実行せしめたり。〉（『奇談漫筆』、257 p）

8. 外化された専制 = 裁判、刑罰の恣意性

- 正造は三つの専制との対峙において、四回投獄された
- その最初の二回では、拷問され、生命も危ぶまれた
- 封建的専制と明治初年度の有司専制の連続性を示す事実

9. 西郷と勝の封建刑制批判

- 西郷も封建専制を二度の遠島、入牢でつぶさに体験した
- 裁判、監獄制度に関しては、西洋の「文明」を手放しで礼賛している（引用 5）
- 収監が懲罰ではなく懲戒であるところに、「文明」を見た
 - ⇒ 「聖人の治」は「忠孝仁愛」を眼目としていたはずなのに、こうした顧慮が一切見られないことに西郷は気がついた（専制制度と儒教イデオロギーの融合）
- 勝海舟も江戸期の刑制には批判的だった
- 戊辰戦争が始まる頃、江戸奉行所の入監者をすべて解放してしまった
- 裁判の恣意性、冤罪の多さを実感していたため

- それに加えて、犯罪人の中にも「傑物」がいることを知っていた（引用6）
- しかし娑婆でひょっと政治家になったら、「たいそうな悪事」をやらしたかもしれない（引用7）
- 〈下情を知る名奉行〉の感慨
- 大岡越前以来の〈獄中死〉の定向的増大

引用5

〈西洋の刑法は専ら懲戒を主として苛酷を戒め、人を善良に導くに注意深し。故に囚獄中の罪人をも、如何にも緩るやかにして鑒戒（※いましめ）となる可き書籍を與へ、事に因りては親族朋友の面会をも許すと聞けり。〉（『西郷南洲遺訓』、9 p）

引用6

〈すべて、こんなやつは、皆生まれつきなので、適宜に教育でもしたなら、それはえらいものになったであろうに、惜しいことには卑賤の身分に生まれ、生涯衣食に追われて十分に腕をのばすことができなかつたのだ。〉（『氷川清話』、125 p）

引用7

〈しかしそれがため国家とか政治とかいう小理屈を並べながら、たいそうな悪事をやらなかつたのは、世間のためにはかえって幸いだったかもしれないよ。とにかくおれも彼らにはかなわない。〉（同上）

10. 幕藩刑制の過酷さは、経済蔑視、集権的封建のハイブリッド性によって加速

- ⇨ 初期封建刑制における〈温情〉の政治的意義
- これを正確に理解したのは頼朝だった（『吾妻鏡』、『曾我物語』等）
- そこでは恣意的な領主刑罰権が、はっきりと制限、一元化に向かっている
- 戦国大名の領主権の強化においても、この趨勢は顕在化した
- それはプロト・絶対主義における王権による裁判権、刑罰権の独占とパラレルの現象である
- この過程を江戸幕藩体制は停止し、化石化した
- 曖昧な形の領主刑罰権が認められ、封建的恣意性が増殖していった
- 幕府は、監視はしたが、一元化には動かなかつた
- したがって各藩、また各地方（代官の恣意性）による激しいばらつきが生じた
- これに加え、貨幣経済を蔑視抑圧する農本イデオロギーの〈儉約⇨奢侈〉の観念的二項対立が、民衆の生活を様々に規制した（恣意的経済犯罪規定）
- 幕末の刑制の乱れは、大規模盗賊団、極悪累犯の出現に象徴されている
- 長谷川平蔵（鬼平）の有名な二つの逮捕劇

① 神道德次郎一味 → 移動時には〈公儀〉の急用を装って、正装し、駕籠に乗り、堂々と関所を通過していた

② 葵小僧 → 町家の押し入りの際に、与力を装い、徳川の葵の御紋をふりかざした

→ 制度の権威アイテムを裏社会が使いこなす = 犯罪の弁証法

→ 平蔵は矯正刑のシステムを〈人足寄場〉で実現した

→ しかし曖昧な領主裁判権の恣意性という根本の問題は残った

1 1. 田中正造の専制刑制体験 → 二度の入牢、拷問

→ ① 〈六角家払奸闘争〉に際し、三尺四方（一メートル四方）の牢屋に閉じ込められ、拷問を受けた

→ 正式の裁判の前に毒殺されることを恐れ、差し入れの鯉節一本で一ヶ月露命をつないだ

→ ② 地方での冤罪事件

→ 拷問（算盤責）を受け、冤罪の自白を迫られた

→ 冬期、凍死者も出る雑居牢で〈牢名主〉から身ぐるみはがれたが、危ないところで差し入れの衣類が届き、九死に一生を得た

→ 維新後の新政府であるにもかかわらず、裁判担当の官吏は江戸期の酷吏、悪奉行そのものだった（専制の連続性）

→ はっきりとした判決も出ないままに三年が過ぎたが、途中で〈監獄則〉が発布され、待遇は改善された（官僚制的法治の開始）

1 2. 田中正造のエートス形成 → 義民名主のルーツ

→ 下野国（栃木）安蘇郡小中村、名主の子に生まれる（1841年）

→ 領主は高家の六角家（小名だが格式は高い）

→ 父富蔵は名主をたばねる〈蔵元〉（郡長）の役に進んだ

→ 六角家の家政を整理し、余剰を準備金とした（ミニチュア版の藩政改革）

→ この準備金を側用人が狙った → お家騒動の元凶に

→ 正造の家は、江戸後期の新興地主に類似する社会的上昇を遂げている

→ 進取の気性に富み商品作物を介して、貨幣経済に積極的に関わる階層

→ 正造自身も少年時代にすでに商品作物を工夫して育てた

（松苗、桑苗の植樹等） → 桑は地方殖産的な意図もこめられていた

→ 十九歳で名主をつぐと（父は割元に進む）、〈藍玉〉栽培を目指し、村老たちに家政一般、商業のてほどきを受ける

→ 藍玉で成功し、それを〈払奸闘争〉の資金につぎこんだ

→ その当時の〈日課〉記録は、新興地主的上昇の土台をなす、合理化された勤労意欲を示している（引用8）

→ 貨幣経済的な尺度（「農業の利潤はきわめて薄い」ことから藍玉の比重が大きくなる）

- 名主は苗字帯刀を許されたから、正造は一身に士農工商を兼ねたような趣があった
- 義民的階級縦断性の生活史的前提
- 〈一揆同心〉も浮遊層を名義上の代表人とするのが定型となっていた（いざという時に姿をくらしやすい等）

引用 8

〈朝飯前必ず草一荷を茹る事

朝飯後には藍ねせ小屋に入り凡そ二時間商用に従ふ事

右終わり寺入りせる数十の小児に手習読書を授くる事

夕飯後また藍ねせ小屋を見廻り夜に入り某寺院に至り朋友と燈火に会して漢籍の温習（※復習）を為す事

又耕耘は常の事にて公務（※名主としての仕事）は自宅にて取扱ふを例とせり

（『田中正造昔話』同上、9 p）

1 3. 封建的閉塞状況からの脱出願望 → 僧門での出世を夢見る

- 仏門に憧れたのではなく、封建制で可能な「上昇」の願望だった（引用 9）
- 実際に寺の住職は、村名主より「格式」が高く、したがってまたつねに「お家」寄りの保守派だった（〈私奸闘争〉で浮かび上がる細部）
- 福沢百助が諭吉を仏門に入れようとしたのも、その「上昇」の可能性からだった（本章第四節）
- 「僧には美顔を要す」（!）の一言であきらめる

引用 9

〈十八九歳の時僧の高尚なる意味を知らず、妄りに僧とならんとせしは真理より出でたるにあらず、外形上藩閥封建の余弊下の人上人の上に出づる事能はざるより、名誉心ぼつぼつとして僧となり僧正たらんとせしは野心の僧を好めるのみ。〉（田中正造『回想断片』、271 p）

1 4. 義民としての成長は、〈村の評判〉を気にすることから始まった

- 正造は名主であり、商業にもかかわり、多くの人間と交わったが、基本的には孤独であり、孤立していた（義民的孤立）
- 正造の社会性は、交友からではなく、〈評判〉（評判を気にすること）によって育っていった（引用 10）
- 〈世論〉の大切さを学んだ（引用 11）
＝ 義民的公共精神と民権的世論の融合

引用 1 0

〈予は^ま面のあたり罵詈^{くわへ}悪口を加^{くわへ}らるる分に於ては、左迄意とせざるも、間接の悪評即ち『評判が悪い』との一言にして^{いやしく}苟も我^{わが}身上^{かたは}に繋るものある時は、俯仰煩悶^{ちゆうしん}衷心安むざる能はず。如何にもして悪評判に打勝つ程の事を仕出かし、以て名誉を恢復せずむば止まじとの強意地は早や既に幼時よりの固有性とやいはむか、……) (『田中正造昔話』同上、5 p f)

引用 1 1

〈思ふに今や (※この回想録は 1895 年に新聞掲載された) 予が天下に處して輿論に降伏するの性亦既に此時に萌せしものとなす非耶。) (同上、6 p)

1 5. 義民の〈農民等族〉的エートス

- 正造が気にした〈評判〉の基体
- 〈隣近所〉と〈村の者〉
- 親戚親族と全村の農民
- 正造は被差別民とも親しくつきあった
- 服飾の自由化を試みた (引用 1 2)
- 〈士農工商〉の階層内部での分断、細断が農村でも進行していたことの証し (士族の〈門閥〉に照応 → 福沢)
- 中世からの惣村内部はやはり封建的支配構造を持っていた
- 義民は〈全村〉を通じて、〈一揆同心〉をめざす
- 江戸期を通じて見られる百姓一揆の力学
- それを正造は〈四民平等〉の方向へと拡大した (被差別民の包含等)
- この公民的エートスには史的な淵源がある = 中世一揆

引用 1 2

〈村俗家柄を重むじて、百儀おのづから制限あり、小民にして身分に過ぐるの衣服を着する時は郷党^{きやうとう}の為にいたく排斥せらる、予や之を不当の制となし、自ら名主の倅たる権勢を利用して、此等小民にも随意の衣服を着用することを説きたり。) (同上、7 p)

1 6. 〈等族〉の萌芽型としての中世一揆

- 〈一揆〉の原義は共に謀ること、団結することである
- 最初に前期封建制の武士たちの団結を表す言葉として登場した (『太平記』等)
- それは惣領制武士団の中では、特に地域性、あるいは主義による団結に傾斜した (一円支配 → 戦国大名とは逆の平準性、団結力)
- 生活共同体の理念が介在している

- 〈一揆同心〉の公共性は中世期に成立し、拡充していった
- それは社会階層に応じた集団化と、〈一揆〉すべてに通じる基軸を持っていた
- 国人一揆、一向一揆、馬借一揆等
- 階層、宗教、職能に応じた集団の形成 = 封建内部での近世的集団形成
- それが近世的なのは、集団内部の平準化の原理が伸張するからである
- しかし絶対的王権の不在、集権過程の完成形の不在によって、それは萌芽型にとどまった（弁証法は対立項によって規定された運動である）

17. 中世的一揆は幕藩的集権と共に終焉した

- 封建支配は一円支配（戦国大名支配）に向かう時、士族内部でも〈門閥〉の上下関係を産みはじめていた
- 集権化に向かう戦国大名は、一揆集団を体制内の他者として激しく憎悪し、抑圧した（信長と叡山、家康と一向一揆の関係等）
- 中世的一揆は幕藩的集権と共に終わった
- 江戸期には農民一揆だけが残った
- その原因は外的なもの、内的なものがあった
 - ① 幕藩の農本の力学からして、農民に対する苛斂誅求が常態化した
 - ② 中世的村落は惣村として成立する時、村落内部の上下支配と、村落相互の平等性、平準性の原理を自己矛盾的に内在させていた
- この平等的村落の連絡役が〈義民〉として成長していった
- 隠れた共同性の系譜
 - （このマクロ系譜の構造化の実体は、いまだに歴史に隠されている → 今後の研究が望まれる分野 → 左右のイデオロギーを離れた客観的中世史）

18. 中世的一揆集団は等族的社会規範を内在させていた

- その社会規範は生活規範であり、その意味で世俗的である
- 中世初期の宗教集団と宗教一揆（一向一揆、石山本願寺）との差異
- 超越的規範 ⇔ 生活規範
- それはすでに近世的〈等族〉の方向への進化を始めていた
- それは封建制が〈一円支配〉へと向かう時、弁証法的関係に入る
- 本来の社会進化は、封建制が王権へと向かうならば、〈等族〉の平準性を制度原理に組み込む方向へと向かった
- 信長の楽市楽座、秀吉、家康と堺の関係等
- しかし日本封建制の集権化には、〈等族〉の平準制を忌避するイデオロギー原理が懐胎し、伸張した
- 一揆（平準性、エートス規範性） ⇔ 封建的集権（上下秩序、支配の実利）

19. 封建的主従情念の変容

- 封建制は初期においては充実したエートス集団を生んだ

- その中核には古代的制度崩壊期において発生した主従情念の紐帯があった
(前野『中世的修羅と死生の弁証法』)
- 封建集団の肥大、複雑化につれ、このエートスは弛緩し、イデオロギー化が進んだ
- エートスの紐帯(内面的紐帯)にかわって、外面的〈格式〉(有職故実)のデコラムが増殖していった
- 江戸がその過程を門閥と格式として完成した
- 主従情念は準国教的儒教の〈忠孝〉イデオロギーに形骸化された
- 『葉隠』のニヒリズム

20. 中世的一揆は封建期固有の現象だが、その規範原理はすでに近世的である

- 中世的一揆はその平準性と規範性において、規範性を形骸化しつつ階層秩序を肥大させていった封建的支配の対極にあった
- それは封建的農本支配に対して、当初から貨幣経済に親近性を示した
- それは〈等族〉集団の萌芽であり、もし封建的集権が全国規模の王権によって完成されれば、その絶対的王権と弁証法的関係に入り、近世的社会進化のダイナミズムの基体となるべき集団だった
- 江戸幕藩体制の化石性、農本性、一揆抑圧がこの過程を停止し、解体した
- 農民一揆と、一揆の連絡役としての〈義民〉だけが残った

21. 〈義民〉エートスの幕末維新的展開 → 等族エートスの国民エートス化

- この〈義民〉のエートスが、幕末維新の動乱期において、田中正造の〈払奸〉活動を支えた
- それは民権的〈等族〉、つまり地主民権へと流れ込むことになる
- 西郷の〈士族等族〉とパラレルの現象が確認できる
- 〈等族〉は社会規範集団であるから、その中核には規範のカリスマを誕生させる構造因を有している
- 士族カリスマ(→国民カリスマ)としての西郷、農民カリスマ(→国民カリスマ)としての正造
- 等族カリスマが国民カリスマへと自己進化するのは、立憲と議会によってである(国民は等族の立憲における後継者である)
- 田中正造における〈等族〉エートス(=名主義民エートス)の成立と展開、変容を検証することは、日本近代の憲政史の内実を解明するために、基底的、規範的な意味を持つ

22. 〈六角家払奸闘争〉の特異性

- 〈一揆同心〉は、六角家の側用人の排除、側用人が擁立した「暗君」=幼君を成人した一族の一人に替えてほしいという、非常に直裁な目標を持っていた

- その方法はしかし、一族への〈願訴〉という、江戸期の定型に則っていた
- 一揆騒擾は実際には起きずにすんだ（一度だけそれに接近した）
- 決着は明治初年度に、残っていた幕府の奉行制度が働き（六角家は高家旗本のため、司法の二元性が藩よりは弱かった）、ほとんどの要求が通った
- しかし正造は一揆代表として生死の淵をさまよい、勝訴後は無一文となって酒屋の番頭から再出発した

23. 〈払奸闘争〉の概観

- ① 正造の父富蔵が領主の財務管理に成功し、五千両の余剰準備金が蓄えられたことが、負の出発点となる
- ② 用人はこの金を手に入れるため、まず幼君を跡取りとして擁立し、〈格式〉に見合った領主屋敷を建て直そうとする（大規模賦役、土木には賄賂が見込めるため → 三島通庸の大規模土木の裏でも大量の〈黒い金〉が動いていた）
- ③ 富蔵は大反対し、彼に財務整理の恩義を感じていた当主も、それに賛成してひとまず屋敷の建て替えは沙汰止みとなる。大和で神武天皇陵ではないかという古墳が発見され（国学者の推定が〈実証〉され）、高家である六角家は朝廷関係の儀礼も取り持っていたので（吉良上野と同じ）視察に富蔵を連れてでかけた
- ④ 富蔵の留守を好機とみた用人は、それまで民選（互選）だった名主制度を、〈官選〉つまり領主選定にしようとした。これは名主登用の慣習を全否定するものであるため、地元の猛反発をまねいた。これが〈払奸〉の原点となる（正造はこの名主互選制度が日本全国一律であるかのように記録しているが、そうではないかもしれない）（引用13）。
- ⑤ 穏健派だった当主が急逝し、幼君が襲封、用人の権力は絶大となった。名主割元の〈官選〉が強制されかけた時、それに反対する〈正義派〉が正造父子を中心に結成され、近隣の中農、豪農の七百人以上が〈連判〉した（→ 〈一揆同心〉の成立）
- ⑥ 幕末維新との連動 → 西郷が裏で糸を引いた勤王派の〈出流山拳兵〉 → 正造が学んだ漢学塾の関係者が参加 → 〈正義派〉も勤王派ではないかと疑われた → 関東での勤王派は〈謀反人〉を意味した
- ⑦ 勤王派の人脈は実際に〈正義派〉に浸透していた → 正造自身、水戸の天狗党残党への嘆訴を予定している → 戊辰戦争で断念 → しかしこれは〈正義派〉における国学、水戸学への傾斜は意味していない（苦し紛れの方策に近かった）
- ⑧ 領主一族への願訴は成功し始めたが、明治が始まると六角家は〈本領安堵〉されてしまった → 願訴人は投獄され、正造も命の危険に曝された
- ⑨ 幕府の裁判権が持続していたことが最後の逆転を可能にした → 比較的公正な吟味役が裁判を行い、用人は敗訴し、〈正義派〉の要求はすべて

通った → 願訴人たちの処罰は、もっとも軽い〈村払い〉（郷里からの追放）で済んだ

- ⑩ しかし〈正義派〉は資金を使い果たし、借金の山を抱えて一家離散するものもあった → 正造も高利貸しからの借財のみが残った
- ⑪ 地元の金貸しも義侠心を発揮し、正造たちの田畑を高値で買い取って助けた。正造は両親への養老手当を残して、利息はすべて払うことができた（元金も後に白紙化してくれた） → 正造は〈自立の道〉はきわどく確保することができた

引用 1 3

〈六角家の領分は下野の国安蘇足利二郡の内七ヶ村と武蔵の国の内一ヶ村とにして、領内に於ける名主登用の法おのづから自治の態をなして因襲の（※これはニュートラルな習俗の意）久しき終に動かすべからざるの好慣例を形造れり。〉（同上、13 p）

2 4. 〈払奸闘争〉の成功は、幕末維新の動乱期と連動していた

- 全面勝訴と願訴人たちの軽い処罰は、江戸の常識では考えられない
- 正造自身、そこに僥倖を感じていた
- 終わってみると、〈天下の大勢は一変〉して、深い脱力感が残った（引用 1 4）
- 正造は〈奇跡的に生き延びた義民〉として、明治の現実と対峙することになる
- 江戸的義民の明治的民権家への成長

引用 1 4

〈顧みて、当時の事を懐ふ、実に暗中の飛躍、痴兒狂態を^{たくまし}逞ふしたる感なき能はず、廿一歳の少年が身分卑しく、^{まじはり}交^{かつ}少なく且天下の大勢に通ぜずして、区々の微衷、自ら此小事件を以て畢生の大業なりと確信し、前後五年の間、左右を顧みずして直進し終に其目的は達したるにもせよ、獄を出でて見れば^は早や既に天下の大勢一新して、予が今迄歩み来りたる軌道亦夢の如くに消え失せぬ、……〉（同上、49 p）

2 5. 幕末義民と、志士のネットワークの関係（剣道場と私塾）

- 名字帯刀（苗字帯刀）であった名主の正造は、〈剣道場〉に通える位置にいたがそうしなかった
- 剣に内在する平準性は、中世的な〈死生の弁証法〉（前野）に遡行するが、それは主従情念の中核部の定位力学である
- 義民的定位の基体をなす〈一揆同心〉は、中世後期（部分的に封建前期とだぶる）の現象であり、その社会規範は現世的、平準的であり、主従情念とは無縁だった

- したがって正造もまた、〈剣〉の定位性には関心を示さなかった
- 私塾のネットワークは、正造においても漢学の初歩的素養の習得に役立った
- その人脈も〈出流山拳兵〉に見られるように、ある程度幕末維新の志士ネットワークと連結されていた
- しかし正造は幕末のイデオロギーにはほとんど関心を示さない
- 私塾ネットワークが機能したのも、〈払奸〉闘争後に無一文となった彼の生計プランにおいてだった
- 東京に出て、住み込みの書生をしながら、漢学の続きを学び、やがて地方小吏の口を得た
- この生活中心の私塾、漢学ネットワークの活用は、ある意味明治的であり、幕末的ではない

26. 義民から民権家への成長

- 疑獄事件で収監中、〈監獄則〉の制定によって待遇が改善された
- 中村敬宇の『西国立志編』の朗読でどもりを直す
- あわせて〈記憶法〉を学ぶ
- 演説の訓練をしていたのかもしれない
- 明治七年（民撰議院設立建白書の年）春に郷里に帰り、翌八年村会議員に選出
- 感激の余り齋戒して指名を受けた（引用15）
- 「世論に対する責任」を感得 = 義民の民権家への転生

引用15

〈正造明治七年町内の総代に選まれて今茲^{こゝ}県会に至るまで始終民権の主張者なり。民権論者なりしを以て八年始めて村の総代として村会議員となるや、欣喜^{きんき}の余り沐浴して任を受く。衆人大に之を笑ふ。併し余の沐浴して受任せるもの徒^{いたづら}に主義の貫徹せし欣^{よろこび}の状のみにあらずして輿論に対するの責任を感得したるが為のみ。〉（『回想断片』同上、295 p f）

27. 明治的自立 → 〈家政の憲法〉

- この頃の正造は酒屋の番頭をしており、福沢諭吉の新式簿記を使いながら、〈家政憲法〉を定めて家計の独立に努めていた（引用16）
- 借金の元金が残っていたため
- 獄中で呼んだ〈ウェリントン伝〉に借財の恐ろしさを書いたくだけりがあり、それに感銘を受けた結果
- 福沢の借金恐怖にも通じる感覚 → 借金 = 自主独立の最大の障害因
- 青年時の〈日課〉と比較すると、時代の推移がわかって面白い
- 商品作物の藍玉に熱中した彼は、これから貨幣経済に乗りだそうとしていた

- 〈家政憲法〉で家計の健全化をはかる彼は、すでに明治初年度の高利資本の中
にいて、自立を保とうとしている
- 番頭を辞める際に、主人は退職金を与えた
- すぐに夜学を設立した（ねっからの公人性）

引用 1 6

- 〈一、借債は食事所に^{てんぷ}貼附して家内一同の記憶に存する事
- 一、向^{むかふ}三カ年在来の雑品を利用い、容易に新規の物品を購入せざる事
 - 一、日曜日には家内一同休息する事
 - 一、新たなる事に付金銭の支出を要する事あらば家族一同の協議を^へ経べき事
- （『田中正造昔話』、同上、88 p）

2 8. 自由民権運動への参加

- 明治十年、西南戦争の年、彼は西郷に同情し、維新以来の開化が阻害されることをおそれた（西郷への同情は当時はタブーであった）
- 新政府が戦争資金捻出のため紙幣を増刷することを知る
- 戦争後の物価騰貴を予測し、手元の金をすべてつぎこんで周辺の田畑土地を買い占めた
- 予測通りの騰貴が起り、短期間に三千円の利を得て、父祖の財産を復活することができた
- これを資金として、〈政治改良の事業に邁進する〉ことを決める
- 自分の決意を文書にして老父に示した（引用 1 7）
- 義民的〈天地〉の吐露（引用 1 8）
- 賛成してもらえるか危惧していた老父は、非常に歎び、ある禅師の狂歌を書いて与えた（引用 1 9）
- 自由民権運動家田中正造の誕生

引用 1 7

- 〈一、今より自己営利的新事業の為め精神を勞せざる事
- 一、公共上の為め毎年百二十円（即ち一ヶ月僅々十円）づつ向三十五カ年間の運動に消費する事（其予算は明治廿三年以来の競争にて破れたり）（※対三島通庸闘争を指す）
 - 一、養男女二人は相当の教育を興へて他へ遣はす事（※すなわち家督を相続させない）（同上、91 p）

引用 1 8

〈正造には四千万の同胞あり、其中二千万は父兄にして二千万は子弟なり、天は即ち我が屋根地は即ち我が床なり〉(同上)

引用 19

〈死んでから 佛になるはいらぬこと
生きているうち よき人となれ〉(同上)

29. 〈義〉の原義

- 〈義〉の原義は公共の正義である
- 修身齐家治国平天下の正しさ、忠孝の正しさは、義から派生するもので、内在的原理ではない
- 〈義〉の最古層には、〈犠牲〉の行為が表象されている
- 自己犠牲を行う義人の心象
- その義人の正しさは、修身、忠孝に外挿されるイデオロギー的〈大義〉よりはるかに古く、真正である(エートス的な正義 ≠ イデオロギー的な大義名分)

30. 〈民〉の原義

- 〈民〉の原義は征服された他集団の奴隷である
- 殷周以前の原初的強権において、人民を奴隷にする際、片目をつぶして徴表とした
- 〈民〉とはしたがって、征服され、片目をつぶされ、奴隷となった他民族の意味を原義とする
- 苛烈な〈原・家産国家〉は、この奴隷=民を自集団の民衆に適用し、奴隷化し、家産化(物化)した

31. 〈義民〉の原義

- 〈義民〉とはしたがって、奴隷のような状態の民に、自己犠牲の精神をもって向き合う義の人であり、彼自身もまた奴隷であった近い過去を持つ

32. 〈義〉、〈民〉、〈義民〉の原義は、三つの専制に向き合い、民権を貫いた田中正造の自己定位にぴたりと適合する

- 正造は基底的、示準的な意味での〈義民〉である

33. 〈義民〉はイデオロギーではなく、古層のエートス規範である

- 正造は維新イデオロギーにはほぼ無縁だった
- 彼の〈義〉は、維新イデオロギーとの〈大義〉とはまったく別の自律性、構造型、非・形而上性(生活倫理性)を保っている

- イデオロギー的〈大義〉は、空虚なアンチノミーへの退行を本質としている
- 幕末の勤王⇔佐幕、攘夷⇔開国の二律背反その代表だった

3 4. 義民の〈義〉が、形而上的アンチノミーに転落しない根拠は何か

- それは〈民〉との具体的、現実的な紐帯に支えられた、自律的エートスである
- 義民は民の一人として、正しい行いを示す
- 民は彼の〈義〉を長く記憶することで、規範集団としての（エートス集団としての）求心性、輪郭を保ち続ける

3 5. 義民と民を〈義〉によって結合する、エートスの紐帯がイデオロギー的〈大義〉には本質的に欠如している

- 形而上的な大義、父子間、君臣間の義には、民の存在が捨象されている
- 大義そのものもまた、優位者が劣位者に強制する外的行為の形式（例えば礼制、例えば有職故実）であって、そこには対等の集団においてのみ伸張するエートスが本質的に欠如している
- この優位者の超越は、修身の淵源である〈聖人〉の超越性として、イデオロギー的に完成される（儒教的〈聖人の治〉、儒教的〈道徳政治〉のイデオロギー）
- その〈修身源泉〉のシステム外の超越は、家産国家における主権者の超越を最初にイデオロギー化したものである
- この主権者のシステムからの超越によって、システムの全体は形而上化する
- それは合理的な根拠を持たない

3 6. 専制による原・疎外が、義民の義を生んだ

- 義民の〈義〉は、実体を持った、世界内的エートスである
- それは原・家産国家の酷薄な全体支配と全体的疎外に対抗して、半・奴隷的な民が自ら囑望し、自ら生み出したエートス焦点である
- この焦点は、世界外的〈聖人〉とは異なり、ちょうどその逆側の世界内的な、具体的な〈人格〉に投影する
- この〈義〉の投影が、義民の正義のアウラ、カリスマ性の本源である

3 7. 田中正造は東洋的義民のアイデアを肉体化した存在である

- 正造と残りの二つの専制の対峙は、そのまま憲政史の基軸を形成する

（近代本論第二十三回キーワード終わり）